

情報提供日	令和7年11月21日(金)
主管課	宮崎県選挙管理委員会 (市町村課選挙担当)
担当	川崎、森
電話番号	0985-26-7024
内線	3701・3700

発表事項：令和7年7月20日執行参議院選挙区選出議員選挙の宮崎県選挙区に係る人口比例選挙請求事件の福岡高等裁判所宮崎支部判決及び宮崎県選挙管理委員会委員長の談話

このことについて、本日、福岡高等裁判所宮崎支部の判決言渡しがありましたのでお知らせします。

(訴訟の概要)

事件の表示	福岡高等裁判所宮崎支部 令和7年(行ケ)第2号 人口比例選挙請求事件
提起日	令和7年7月22日
原告	宮崎県選挙区の選挙人
被告	宮崎県選挙管理委員会
請求の趣旨	1 令和7年7月20日に行われた参議院(選挙区選出)議員選挙の宮崎県選挙区における選挙を無効とする。 2 訴訟費用は被告の負担とする。 との判決を求める。
主文	1 原告らの請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

※当該訴訟において鹿児島県の選挙区における選挙無効も併せて請求されていますが、宮崎県の選挙区における部分のみ記載しています。

宮崎県選挙管理委員会委員長の談話

判決内容の詳細をまだ承知しておりませんが、私どもの主張が一部認められなかったものの、結論としては、原告の請求は棄却されたものと認識しております。

宮崎県選挙管理委員会 委員長 成 合 修